



2026年 8月28日
第26号

JR 東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一
編集 情宣 担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

「業務内容変更」に関する議事録確認を反故にし 団体交渉を軽視・形骸化する経営姿勢は絶対に許さない！！

【何が問題なのか？ 私たちにどのような影響があるのか？】

前号（地本情報第25号）でお伝えしましたが、鎌倉車両（中原）において新系列車両の機能保全と臨時修繕を業務委託し、鎌倉車両（中原）の業務を鎌倉車両（本区）が担うという2026年10月1日実施の施策提案を受け、多くの社員が業務内容変更や異動・出向となることから、8月24日より全員に通知がされる予定でした。しかし、8月21日に開催した横地申3号団体交渉で「業務内容変更の通知については、基本的に前々月25日までに変更について口頭で通知する。それによれない場合は可能な限り速やかに口頭にて通知する」と再確認したにもかかわらず、8月24日の鎌倉車両（中原）における朝礼後の個別面談の中で、現場長から「人事ユニットからストップがかかり、9月に入って全員同じタイミングで通知することとなった」と通知されました。現場長は25日までに通知できない理由として、「今回の施策では10月1日に全員が動く。25日に呼ばれる人と呼ばれない人がいる。それを統一するために今回のこのケースとなる」ということを述べています。

これを許してしまえば、京浜東北・根岸線ワンマン運転について等のあらゆる施策に対しても、今後同じことがやられる危険性がある！

団体交渉での確認事項や議事録確認を反故にする行為は不誠実であり、絶対に許すことはできない！！



【議事録確認を反故にされるとはどういうことか？】



団体交渉を通じて締結した議事録確認は、私たち組合員の雇用と生活を守る上で好き勝手に施策を進めようとする会社に歯止めをかけるための防波堤です。その議事録確認を反故にされるということは、私たち組合員の労働条件や生活設計が無視され、会社の一方的な都合で施策や人事異動等が進められてしまう可能性があるということです！

【横地申4号で緊急申し入れ提出！ 中央本部も申3号として緊急申し入れ提出！】

この問題を受けて、8月26日に横浜地本と中央本部は緊急申し入れを提出しています。

各事業本部・各職場で議事録確認に則り正しく運用されているのか？

重要！ 各職場における早急な点検が必要です！ **重要！**

**団体交渉の形骸化を許さず、職場での検証運動を強化し、
安全で安心して働ける職場風土をつくりだそう！**